①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																	
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）	（2）（1）でケに○をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対し申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに○した場合、その内容
該当団体	23	23	23	23	21	0	17	14	6	23	22	16	1	4	3	3	13	1	12	0	0	0	2	2
広島県	広島市	広島市教育委員会総務部学事課	082-504-2469	gakujika@city.hiroshima.lg.jp	http://www.city.hiroshima.lg.jp/		○	○		○	○	○	○						○					
広島県	呉市	教育委員会　教育部　学校教育課	0823-25-3453	gakukyou@city.kure.lg.jp	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/29syugakusyorei.html		○	○		○	○	○					○							
広島県	竹原市	竹原市教育委員会学校教育課	0846-22-7753	gakkyou@city.takehara.lg.jp	http://www.city.takehara.lg.jp		○	○		○	○	○					○							
広島県	三原市	教育委員会　学校教育課	0848-67-6154	kyoiku@city.mihara.hiroshima.jp	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/syuugakuennjo.html		○	○		○	○								○					
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	ed-gakuji@city.onomichi.hiroshima.jp	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/kyoiku/1528.html		○	○		○	○	○		○	○	・転入学手続き等による来庁時に就学援助制度の書類を配布。 ・各学校での入学説明会で配布。	○		○					
広島県	福山市	学事課	084-928-1169	gakuji@city.fukuyama.hiroshima.jp	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7841.html		○	○		○	○	○		○	○	子育て関係の案内の冊子に記載	○						○	新1年生については，各学校で制度案内を配布後，全員に各学校から申請書を配布
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	gakkyou_edu@city.fuchu.hiroshima.jp	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kyouiku/index.html		○			○	○	○					○		○					
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6184	gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/shinsei/shinsei2.html		○	○		○	○						○							
広島県	庄原市	教育委員会　教育部　教育指導課　学事係	0824-73-1183	edu-gakuji@city.shobara.lg.jp						○	○	○					○							
広島県	大竹市	大竹市教育委員会　総務学事課 教育指導係	0827-59-2185	sougaku@city.otake.hiroshima.jp	http://www.city.otake.hiroshima.jp		○	○		○	○	○			○	地区毎の民生委員協議会に出席し，民生委員全員に制度の説明及び周知を行い，協力を依頼している。			○					
広島県	東広島市	学校教育部　学事課	082-420-0975	hgh200975@city.higashihiroshima.lg.jp	http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/54/syugakuenjyo-28.html		○	○		○	○	○					○							
広島県	廿日市市	廿日市市教育委員会教育部学校教育課	0829-30-9202	gakkokyoiku@city.hatsukaichi.lg.jp	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/10292.html		○	○		○	○								○					
広島県	安芸高田市	安芸高田市教育委員会　教育総務課	0826-42-0049	kyohikusohmu@city.akitakata.lg.jp				○	○	○	○	○							○				○	保護者が教育委員会へ来られた際は、教育委員会で制度案内、申請書を配布している。
広島県	江田島市	江田島市　教育委員会　学校教育課	0823-43-1900	gakkou@city.etajima.lg.jp	http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/procedre/prog_p03.html		○	○		○	○	○		○			○							
広島県	府中町	府中町教育委員会　学校教育課	082-286-3271	gakkokyoiku@town.hiroshima-fuchu.lg.jp	http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/		○	○	○	○	○	○							○					
広島県	海田町	海田町教育委員会学校教育課	082-823-9216	gakkyo@town.kaita.lg.jp	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/26/1047.		○		○	○	○								○					
広島県	熊野町	学校教育課	082-820-5620	gakko@town.kumano.lg.jp	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/			○	○	○	○	○					○							
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1524	gakukou@town.saka.lg.jp	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/post_218.html		○			○	○	○					○							
広島県	安芸太田町	教育委員会　学校教育課	0826-22-1212	gakkokyoiku@.akiota.jp	http://www.akiota.jp/					○	○						○							
広島県	北広島町	北広島町教育委員会学校教育課 学校総務係	050-5812-1858	k-kyoikuka@town.kitahiroshima.lg.jp	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/				○	○	○	○							○					
広島県	大崎上島町	教育課総務学校教育係	0846-64-2074	ksomu01@town.osakikamijima.lg.jp	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/		○		○	○		○		○					○					
広島県	世羅町	学校教育課	0847-22-0548	gakkou@town.sera.hiroshima.jp	http://www.town.sera.hiroshima.jp/boe/					○	○						○	○						
広島県	神石高原町	神石高原町教育委員会教育課	0847-89-3341	jk-gakkyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp	http://www.jinsekigun.jp/ja/town/introduction/formation/kyouiku/kyouiku/gakkou/gakkou/shugaku_enjo/		○			○	○								○					

①都道府県	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																											
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の状態や，昼食，被服等が悪い者。学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数	23	20	20	20	20	20	21	6	2	15	17	7	5	8	15	5	9	7	0	9	21	21	21	21	0	0	9	12	23
広島県	広島市	○		○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.14	総所得（税引き前）	その他	309			準要保護者の認定基準 ・雇用保険の失業給付を受けている方 ・世帯の所得が、広島市独自の所得基準以下の方 ・その他特別な事情があると認められる方	【基準額の時期】平成元年	30%未満
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○							世帯に次のような突発的なことが起こり，収入が減少又は支出が増大して生活が苦しくなった場合。 1．保護者が死亡，発病又は失業した。 2．疾病者が出て経費がかかるようになった。 3．災害に遭った。		15%未満
広島県	竹原市															○					1.5	課税所得	当該年度	450					20%未満
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	3年前の年度	339					20%未満
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3	課税所得	その他	319				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3	課税所得	その他	266			災害又は失業，傷病等で前年より所得が著しく減少した等の経済的事情により就学困難と認められる場合	【基準額の時期】2013年4月1日時点の基準	20%未満
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.30	その他	その他	246				課税所得等の分類については、総所得から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除を引いた額で算定。 基準額の時期については、申請が5月までは前年度の基準額で、6月からは本年度の基準額で算定を行う。	15%未満
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.3	総所得（税引き前）	その他	210			災害，保護者の死亡等の特別な事情が認められる場合	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.5	その他	その他	480			その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	【課税所得等の分類】当該年度の住民税の基礎となった所得控除前の総所得、退職所得及び山林所得の合計額から、社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額を控除し、それを12月で除したものから、同一世帯内に特別支援学校等に通学している小中学生数から1を減じた数に生活保護基準の障害者加算額を乗じた額を減じた額 【基準額の時期】生活保護基準の変更の影響を受けないように平成24年12月末の保護基準を用いた特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.2	課税所得	前々年度	282			雇用保険の失業給付の受給		20%未満
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○						○				1.3	総所得（税引き前）	その他	284				基準額の時期：平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準	15%未満
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.25	課税所得	前々年度	287					30%未満
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3	課税所得	その他	263			保護者の死亡或いは災害にあった場合	【基準額の時期】平成24年12月	20%未満
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○			1.3	その他	その他	316				【課税所得等の分類】収入額＝（〔前年１月から12月までの間の同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額〕−〔前年中に控除された社会保険料，生命保険料及び地震保険料の合計額〕）/12か月 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○							○		○			○	1.2	総所得（税引き前）	3年前の年度	320			特別な事情がある。生計中心者の急死や災害等により経済的に困っている。		25%未満
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.1	課税所得	前年度	287			雇用保険の失業給付受給者		20%未満
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○								○		○				1.1	課税所得	その他	268				【基準額の時期】平成２４年度基準額	15%未満
広島県	坂町															○					1.3	課税所得	前年度	400					20%未満
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3	課税所得	当該年度	310					25%未満
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○				○			○															15%未満
広島県	大崎上島町	○	○				○					○	○	○			○				1.3	課税所得	前年度	290					10%未満
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○											○			1.3	課税所得	その他	286				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.5	その他	その他	347				【課税所得等の分類】世帯の総課税所得の１/１２の額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額（平成２４年１２月末日現在）	15%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	23	0	0	0	3	4	3	21	21	0	0	0	0	2	2	2	22	21	0	9	9	0	0	0	0	1	0	0	13	13	0	9	9	9	2	1	0	13
広島県	広島市							○	11420								○	40600		○	30055											○	27500	23746				
広島県	呉市							○	11420								○	40600		○	39500											○	28500	26199				・平成29年度予算額 ・限度額を国の予算単価にあわせて増額 　新入学学用品費　20，470円　→　40，600円 ・学用品費 　1年：12，990円　14．5% 　2～6年：15，220円　85．5%
広島県	竹原市							○	11420								○	20470																	○	28400		
広島県	三原市							○	11420								○	20470		○	0											○	28300	28155				・通学費は実績なし ・支給平均額は，28年度の実績額により記入
広島県	尾道市							○	11420								○	40600		○	22050								○	33353								
広島県	福山市							○	11420								○	20470											○	33000								実費については，29年度予算に計上した単価を記入
広島県	府中市							○	11420								○	20470		○	0								○	33796								・支給平均額については、28年度実績による。 ・通学費については、28年度実績なし。
広島県	三次市							○	11420								○	20470		○	36000								○	30000								・実費支給額は，平成29年度予算に計上した額。
広島県	庄原市							○	13650								○	20470		○	0								○	32808								・学用品費：小学校1年生11,420（14.91%）／2～6年生13,650円（85.09%）人数割合28年度認定数 ・通学費：実績無し。 ・修学旅行平均：28年度実績
広島県	大竹市							○	12360								○	40600											○	27000								支給平均額は，平成29年度の予算単価を記入した。
広島県	東広島市							○	11420								○	40600		○	3621											○	32000	31785				支給平均額は平成28年度実績額
広島県	廿日市市							○	11420								○	40600		○	33065											○	28795	25357				支給平均額については平成28年度実績値
広島県	安芸高田市							○	15220								○	40600											○	24155								・学用品費は、1年生　12,990円、上記は2年～6年　15,220円 ・実費の「支給平均額」は、平成28年度実績。
広島県	江田島市				○	11420	11420										○	20470											○	33000								実費のものは，平成29年度当初予算に計上した単価。
広島県	府中町							○	11420								○	40600											○	31639								
広島県	海田町							○	11420								○	40600														○	30000	30000				
広島県	熊野町							○	11420								○	40600											○	36400								実費支給額については、平成29年度予算計上単価を記載した。
広島県	坂町				○	15220	14770							○	40600	40600													○	29600								
広島県	安芸太田町							○	11420								○	20470														○	21190	13100				
広島県	北広島町				○	11420	11420							○	40600	40600																○	21490	21490				
広島県	大崎上島町							○	13650								○	40600											○	33443								
広島県	世羅町							○	13650								○	40600														○	21490	21490				学用品費と通学用品費は項目をまとめて一括支給。新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある。（新入生　11,420円　その他の児童・生徒13,650円）
広島県	神石高原町							○	11420								○	40600											○	58571								

2．中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村	（1）費用毎の援助額 学用品費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	新入学児童生徒学用品費等 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	通学費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	修学旅行費 実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	（2）補足事項 （1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容
該当団体数	23	0	0	0	3	3	3	21	20	0	0	0	0	2	2	2	22	21	0	9	9	0	0	0	0	1	0	0	13	13	0	9	9	9	2	1	0	14
広島県	広島市							○	22320								○	47400		○	87968											○	52600	47219				
広島県	呉市							○	22320								○	47400		○	48450											○	58000	56806				・平成29年度予算額 ・限度額を国の予算単価にあわせて増額 新入学学用品費　23，550円 → 47，400円 ・学用品費 1年：24，590円 31．7% 2～6年：26，820円 68．3%
広島県	竹原市							○	22320								○	23550																	○	57290		
広島県	三原市							○	22320								○	23550		○	0											○	57290	56365				・通学費は実績なし ・平均支給額は，28年度の実績額により記入
広島県	尾道市							○	22320								○	47400		○	0								○	62816								通学費（H28年度実績） 実績なし
広島県	福山市							○	22320								○	23550											○	54000								・実費については，29年度予算に計上した単価を記入
広島県	府中市							○	22320								○	23550		○	0								○	63667								・支給平均額については、28年度実績による。 ・通学費については、28年度実績なし。
広島県	三次市							○	22320								○	23550		○	144000								○	52000								・実費支給額は，平成29年度予算に計上した額。
広島県	庄原市							○	24550								○	23550		○	0								○	56319								・学用品費：中学校1年生22,320（27.13%）／2～3年生24,550円（72.87%）人数割合28年度認定数 ・通学用品費：学用品費に含めて支給。個別設定なし。 ・通学費：実績無し。 ・修学旅行平均：28年度実績
広島県	大竹市							○	22860								○	47400											○	55000								支給平均額は，平成29年度の予算単価を記入した。
広島県	東広島市							○	22320								○	47400		○	7765											○	72000	63959				支給平均額は平成28年度実績額
広島県	廿日市市							○	22320								○	47400		○	147270											○	57590	53557				支給平均額については平成２８年度実績値
広島県	安芸高田市							○	26820								○	47400											○	49767								・学用品費は、1年生　24,590円、上記は2年～6年　26,860円 ・実費の「支給平均額」は、平成28年度実績。
広島県	江田島市				○	22320	22320										○	23550											○	60000								実費のものは，平成29年度当初予算に計上した単価。
広島県	府中町							○	22320								○	47400											○	49581								
広島県	海田町							○	22320								○	47400														○	60000	60000				
広島県	熊野町							○	22320								○	47400											○	62500								実費支給額については、平成２９年度予算計上単価を記載した。
広島県	坂町				○	26820	26183							○	47400	47400													○	55000								
広島県	安芸太田町							○	22320								○	23550														○	57290	31000				
広島県	北広島町				○	22320	22320							○	47400	47400																○	57590	57590				
広島県	大崎上島町							○	24550								○	47400											○	79843								
広島県	世羅町							○	24550								○	47400														○	57590	57590				学用品費と通学用品費は項目をまとめて一括支給。新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある。（新入生　22,320円　その他の児童・生徒24,550円）
広島県	神石高原町							○	22320								○	47400											○	76923								

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体	23	17	6	6	2
広島県	広島市	○			
広島県	呉市		○	新入学学用品費（小学校・中学校）の限度額を増額	
広島県	竹原市	○			
広島県	三原市		○	・卒業する生徒の制服で，不要なものを学校に寄付してもらいリサイクルする。 ・不要になった標準服をPTAが保護者から集め，バザーで販売する。（PTAの取り組み）	
広島県	尾道市	○			
広島県	福山市	○			
広島県	府中市		○	制服のリサイクル、副教材等の精選	
広島県	三次市	○			
広島県	庄原市		○	制服等のリサイクル	・準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額」を利用。（H25年度～H28年度も平成24年12月末の生保基準額を使用したこととなり、結果的に生保見直しによる影響がなかったこととなる。） ・生活保護担当課、児童福祉担当課、民生委員・児童委員担当課等の相談業務や会議の中で、就学援助制度の案内など、他部署と、連携をとっている。 ・平成25年8月の生活扶助基準の見直しにより、要保護児童生徒のいる家庭で、生活保護非該当になる方はいなかった。（当時、庄原市教委は準要保護の認定見直しを実施しなかった。また、生活保護担当部局に照会したところ、児童生徒のいる世帯で生保非該当になる方もいなかった。）
広島県	大竹市	○			
広島県	東広島市	○			
広島県	廿日市市		○	制服等を卒業生から提供してもらうなどしてPTA活動を通じて遊休品の活用を図るなど、保護者負担の軽減に努めている。	
広島県	安芸高田市	○			
広島県	江田島市	○			
広島県	府中町	○			
広島県	海田町	○			
広島県	熊野町	○			
広島県	坂町	○			
広島県	安芸太田町		○	制服のリサイクル等	町の子育て支援策として以下の施策を実施。 ・高校生までの「こども医療費助成」 ・幼稚園保育所「第2子以降授業料・保育料無料化」 ・小学校長期宿泊体験に係る経費の公費負担（食費を除く） ・小学校・中学校修学旅行補助金
広島県	北広島町	○			
広島県	大崎上島町	○			
広島県	世羅町	○			
広島県	神石高原町	○			